

—PR—

日本の トップランナー企業

非上場会社の事業承継問題を、法律と税務のワンストップで解決

弁護士法人朝日中央総合法律事務所

弁護士、公認会計士、税理士を抱える法律と税務のトータルファームとして、非上場会社の事業承継に関する問題に強みを発揮する「朝日中央グループ」に所属する朝日中央総合法律事務所。

具体的な事業承継の事例とその問題点、解決策を、同法律事務所パートナー、樽野雅幸弁護士に伺う3回シリーズの最終回は、「信託」を活用した非上場会社の事業承継について。

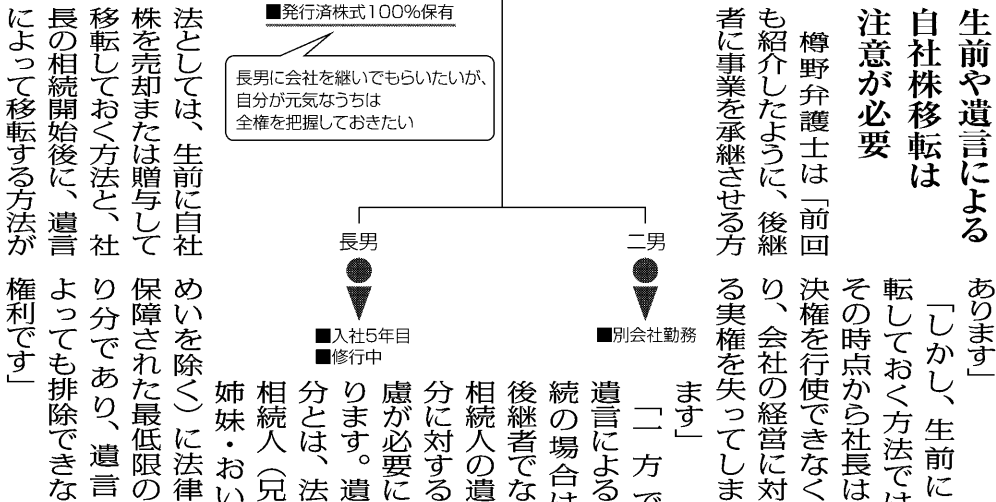
年商20億円、従業員数40名、創業70年の老舗の和菓子屋。現在の社長は、創業者の父から後を継いだ二代目、現在60歳。発行済株式の100%を保有している。

社長としては、長男として経営権を保持したいが、自分が元気なうちに承継の準備しておく方法はないものだろうか。

非上場会社における信託を活用した

事業承継の二代目社長の悩み

ケースナンバー3



生前や遺言による自社株移転は注意が必要

樽野弁護士は「前回も紹介したように、後継者に事業を承継させる方

法としては、生前に自社株を売却または贈与して移転しておく方法と、社長の相続開始後に、遺言によって移転する方法が

あります」

「しかし、生前に移転しておく方法では、その時点から社長は議決権を行使できなくな

る実権を失ってしまいます」

「一方で、遺言による相続の場合は、後継者でない相続人の遺留分に対する配慮が必要になります。遺留分とは、法定相続人（兄弟姉妹・おい

めいを除く）に法律上保障された最低限の取り分であり、遺言によっても排除できない権利です」

「本件のケースでは、二男の遺留分による減殺請求によって、長男が遺留分に相当する現金の出費を余儀なくされたり、現金を用意できな

い場合、せっかく相続した自社株の会社等（受託者）に移

す」

「本件のケースでは、信託を活用して事業承継を円滑に

「生前に自社株を売却する、または遺言で自社株を移転する、双方の場合に生じるデメリット

に与えるかなどは、信託契約や遺言で基本的

に自由を決めることができます」

「信託」とは、財産の所有者（委託者）が信託契約や遺言によっ

て、財産の名義を信託

「生前に自社株を売却する、または遺言で自社株を移転する、双方の場合に生じるデメリット

に与えるかなどは、信託契約の中で、受益

者や「議決権行使の指図をする者」と「それ以外の配当などの利益を受け取る者」に分けて、長男を「議決権行使の指図をする」受益者

を孫の代まで指定し、後継者でない二男は「それ以外の配当などの利益を受け取る」受益者に指定して

「抜かりなく遺留分対策や相続税対策を行

「生前に自社株を売却する、または遺言で自社株を移転する、双方の場合に生じるデメリット

に与えるかなどは、信託契約の中で、受益

者や「議決権行使の指図をする者」と「それ以外の配当などの利益を受け取る者」に分けて、長男を「議決権行使の指図をする」受益者

を孫の代まで指定し、後継者でない二男は「それ以外の配当などの利益を受け取る」受益者に指定して

「抜かりなく遺留分対策や相続税対策を行

「生前に自社株を売却する、または遺言で自社株を移転する、双方の場合に生じるデメリット

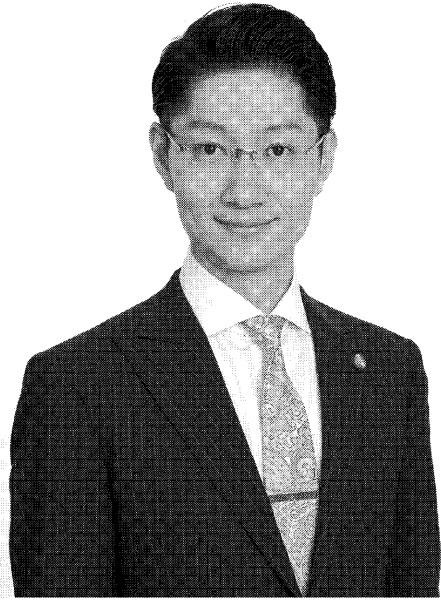
に与えるかなどは、信託契約の中で、受益

者や「議決権行使の指図をする者」と「それ以外の配当などの利益を受け取る者」に分けて、長男を「議決権行使の指図をする」受益者

を孫の代まで指定し、後継者でない二男は「それ以外の配当などの利益を受け取る」受益者に指定して

「抜かりなく遺留分対策や相続税対策を行

「生前に自社株を売却する、または遺言で自社株を移転する、双方の場合に生じるデメリット



弁護士法人朝日中央総合法律事務所
弁護士 樽野雅幸氏

弁護士法人朝日中央総合法律事務所
http://www.ac-law.jp
大阪事務所
〒541-0053
大阪市中央区本町4丁目1番7号
第二有楽ビル8階
TEL 06-6263-2130 FAX 06-6263-2137

東京事務所 〒100-6019 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル19階
TEL 03-3509-1030 FAX 03-3509-1032
横浜事務所 〒220-8117 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー17階
TEL 045-227-8031 FAX 045-227-8032
福岡事務所 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号 福岡センタービル11階
TEL 092-477-3830 FAX 092-477-3850
名古屋事務所 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目25番9号 堀内ビル2階
TEL 052-533-1221 FAX 052-533-1222
札幌事務所 〒060-0061 札幌市中央区南一条西2丁目5番地 南一条ビル7階
TEL 011-223-2830 FAX 011-223-2822